

# JIS

## 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

JIS T 0102 : 2011

(ATA)

平成 23 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 繁	早稲田大学
(委員)	青木 和夫	日本大学
	赤居 正美	社団法人日本リハビリテーション医学会(国立障害者リハビリテーションセンター)
	一瀬 正志	財団法人テクノエイド協会
	太田 修平	日本障害者協議会
	加藤 俊和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川澄 正史	日本生活支援工学会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	佐川 賢	日本女子大学
	倉片 憲治	独立行政法人産業技術総合研究所
	末田 統	徳島大学名誉教授
	高橋 潔	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中 繁	国際医療福祉大学
	田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会(富山県福祉カレッジ)
	畠中 順子	社団法人人間生活工学研究センター
	森川 美和	財団法人共用品推進機構
	森本 正治	大阪電気通信大学
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.11.1 改正：平成 23.3.22

官 報 公 示：平成 23.3.22

原 案 作 成 者：財団法人テクノエイド協会

(〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ TEL 03-3266-6883)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会(委員長 山内 繁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表.....	62
解 説.....	63
索 引.....	67

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人テクノエイド協会（ATA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 0102:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

## Glossary of terms used in assistive products for persons with disabilities

## 序文

この規格は、2007年に第4版として発行されたISO 9999を基とし、ISO規格にない福祉関連用語を日本の使用状況に応じ追加して作成した日本工業規格である。

なお、変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。また、附属書JAは対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、主に身体に機能障害のある障害者及び障害児、高齢者、在宅療養者などのための支援機器に関する主な用語とその定義について規定する。ただし、JIS T 0101に規定する義肢・装具に関する用語は除く。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9999:2007, Assistive products for persons with disability—Classification and terminology (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0101 福祉関連機器用語 [義肢・装具部門]

## 3 用語及び定義

番号、用語及び定義は、次による。

なお、対応英語は参考として記載し、また、ISO番号が空欄のものは対応国際規格で規定されていない。

**注記** 定義欄に“—”があるものは、用語及び定義を規定するものではない。

番号	用語	定義	参考	
			対応英語	ISO番号
04	医療機器	病気の治療、診断、健康の維持などのための機器類。専ら医療職だけによって用いられる機器は除く。	assistive products for personal medical treatment	04